入札公告の変更

平成27年6月24日

国立大学法人東京大学総長　五神　　真

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第10号

1　掲載日　平成27年6月5日付（号外政府調達第104号）

2　変更内容　24ページ1段目「入札公告」第10号「切削ロボットシステム」について、1⑷C中、「平成28年1月18日」を「平成28年2月19日」に、5⑷C中、「By 18 January, 2016」を「By 19 February, 2016」に変更します。

入札公示

入札公示（建設工事）

次のとおり指名競争入札に付します。

平成27年6月24日

支出負担行為担当官

北海道開発局札幌開発建設部長　石田　悦一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発札幌第12号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　一般国道275号江別市新石狩大橋ＬＡ橋上部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　北海道江別市

⑷　工事内容　工事延長：Ｌ＝300m、橋梁延長（新石狩大橋ＬＡ橋　橋長　Ｌ＝265.15m、支間長　Ｌ＝263.3m、幅員　Ｗ＝13.0m）、橋梁形式（５径間連続合成鈑桁橋（少数主桁））、上部製作工（主構造）：Ｗ≒660ｔ、（付属物）：Ｗ≒70ｔ、輸送工：一式、架設工（クレーン架設）：一式、床版工（鋼・コンクリート合成床版　ｔ＝290㎜）：Ａ≒3,400㎡、塗装工（工場塗装　Ｃ－５）Ａ≒5,600㎡、（現場塗装　Ｄ－５）Ａ≒600㎡、支承工：Ｎ＝12基

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成29年2月17日まで。

⑹　使用する主要な資機材　鋼材：Ｗ≒730ｔ、床版コンクリート（ＲＣ－４）：Ｖ≒1,000㎥、鉄筋（ＳＤ345）：Ｗ≒160ｔ、支承：Ｗ≒34ｔ

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑼　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑽　本工事は、工事の監督及び検査において、「施工プロセスを通じた検査実施要領」に基づき、品質検査員が工事実施状況、出来高及び品質について臨場により確認を行う「施工プロセスを通じた検査」の試行工事である。

⑾　本工事は、中間前金払に代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を適用する。

⑿　本工事は、北海道開発局が推進している「北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ」の施策の一環として工事現場におけるCO_2削減量を「見える化」する取り組みとして「環境家計簿」を試行する予定であるが、試行の有無については、監督員と協議の上、決定するものとする。

⒀　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によるものとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

⒁　本工事は、段階選抜方式における一次審査に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者に限り、二次審査に必要な書面の提出を求める段階選抜方式の試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成12年度以降に、次のアからウの要件を満たす製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、次のア及びイの要件を満たす製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

イ　橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。

ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

ウ　最大支間長が25m以上であること。

ただし、上記ア～ウは同一工事であること。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での架設期間に専任で配置できること。現地での架設期間は、平成28年5月中旬から平成29年2月中旬までを予定する。